

「酒類小売業者の概況」について（令和2年度分）

「酒類小売業者の概況」は、酒類小売業者について、業態別、小売数量規模別及び売上高規模別等にその実態を明らかにし、併せて酒類行政上の資料とすることを目的として、酒類小売業者から提出された『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書（令和3年4月1日現在）及び「酒類の販売数量等報告書（令和2年度）」（以下これらを「報告書」という。）の各欄に記載された数値を集計し、公表するものである。

1 公表対象者

令和3年3月31日現在において、次の酒類販売業者（令和2年度中に酒類の販売をしていない者を除く。）から提出された報告書を基に集計を行ったところ、公表の対象となる酒類小売業者は80,654者、これに係る酒類販売場数は153,280場である。

- (1) 全ての酒類を販売することができ、かつ、販売方法に小売に限る旨の条件が付されている免許（期限付及び特殊のものを除く。）を有する酒類小売業者
- (2) 販売方法に条件が付されていない免許を受けている酒類の販売場を有する者で小売数量の合計が全販売数量の50%以上である者

2 調査対象期間

調査対象期間は、法人については令和2年12月31日直前終了事業年度分、個人については令和2年分とした。

なお、酒類の小売販売数量については、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間の数量とした。

(注) 1 各調査項目の有効回答数は、次の①～⑥に掲げるとおりである。集計に際して、提出された報告書の調査項目が空欄であった場合や規定外数値等が記載された場合などのデータを除外していることから、各集計表の販売場数等の合計値は一致しない。

- ① 酒類売場面積に関する項目：123,900場（対象場数の84.3%）
- ② 営業時間に関する項目：142,211場（同92.8%）
- ③ リターナブルびんの回収の有無に関する項目：139,618場（同91.1%）
- ④ 中小企業割合に関する項目：43,774者（対象者数の54.3%）
- ⑤ 小売業者の経営状況に関する項目：35,576者（同44.1%）
- ⑥ 酒類小売による営業利益に関する項目：27,666者（同34.3%）

2 国税局区分は、事業者の本店所在地（個人については住所地）により区分した。

3 表中の「×」は、情報を保護する観点から係数を秘匿したものである。